

日本学術会議法人化準備委員会（第19回）

議事録

1. 日時：2026年7月24日（金）9：30～12：05
2. 開催方式：オンライン
3. 参加者：光石 衛、日比谷 潤子、三枝 信子、磯 博康、川嶋 四郎、
尾崎 紀夫、沖 大幹

○光石委員長

おはようございます。定刻になりましたので、日本学術会議法人化準備委員会第19回を開催します。まず、本日の出欠について、第一部の吉田部長、明和会員、第二部の堀副部長、第三部の北川副部長がご欠席と伺っています。

それでは、議題1の日本学術会議会則案に入ります。資料1について、まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それではご説明をさせていただきます。日本学術会議会則の案についてでございます。いつも通り1ページ目に概要、2ページ目以下に案文本体をお付けいたしております。会則案につきましては、これまで何回もご議論をいただきましたけれども、今回お示しいたしましたのはその最終版ということで、これまで第〇条としておりました、条文の番号を具体的に入れますとともに、文言の修正でありますとか、調整、整理などを、事務局の責任において行わせていただいたものでございます。

内容に関わる修正は1点でございます。ページ数にしますと、21ページでございますけれども、会長の常勤化に伴う規定ということでございます。会長は、総会の同意を得て、常勤とすることができるというのが、前にお示した案でございましたけれども、承認とすべきではないかというご意見ございましたので、同意を承認に直して、会長は、総会の承認を得て、常勤とすることができるという修正をさせていただいたということでございます。ご説明以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。以上の説明について、いかがでしょうか。他に何かお気づきの点などがありましたらお願いします。いかがでしょうか。

○川嶋委員

おはようございます。よろしくお願いいたします。事務局の方で、この大変な作業を、綿密にいただきまして、ありがとうございます。ただ、残念ながら私は、全部目を通していないので、今日、一つずつ見ていきながら、チェックさせていただければと思います。今の

点ですけれども、この承認を得てというので、私はこれがいいと思いましたので、賛成でございますが、この場合の承認は、普通の多数決で良いということでしょうか。それとも、出席会員の例えば三分の二以上の多数によるとか、特別多数決を導入するかということですが、その点はいかがでしょう。本来、満場一致が一番いいでしょうけれども。

○光石委員長

事務局いかがでしょうか。何も書いていないので、多数決と思います。

○事務局

はい。特段の規定がなければ、当然多数決ということになります。

○光石委員長

川嶋先生、いかがでしょうか。

○川嶋委員

はい。過半数で可決承認されるということですよね、多数決ということは。それで、皆さんがよろしいということでしたら、それでいいかなと思いますが、ただ人事に関する事で、もちろん採用の問題ではないですけど、人事に関する事で、しかも常勤にするかしないかというのは、今のところ会長だけということです。手続としては、ちょっと慎重な手続を取った方がいいような感じもするのです。皆さん多数決でいいということでしたら、私もそれで、構いません。民主主義の基本ということです。それで、構わないですけれども。そういう意見でございます。

○磯委員

やはり非常に重要な案件の1つですので、三分の二のほうがいいと思いますが、これも総会や意見交換会で議論する必要があるかと思います。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。

○日比谷副委員長

質問ですが、三分の二とか過半数ということはちょっと置いておいて、総会の承認を得て常勤とすることができると。承認が得られなかった場合、過半数であれ三分の二であれ得られなかった場合、その当該の方は、非常勤としては会長ができるけれども、常勤になるのは困ると、それは不思議なように思うのですが、事務局に伺ってもいいのかもしれませんが、そういうことは想定されているのでしょうか。

○光石委員長

まず、事務局からお願いします。

○事務局

会長の職務というのは当然法律で決まっていますので、その職務をしっかり果たしていただければ、それが常勤であれ、非常勤であれ構わないということなので。もうすでに会長として選ばれているということは、会長の職務を果たす方として、会員の皆様の了解を得ているということだと思いますので、引き続き、非常勤の会長として、その職務を果たすこと、その地位にとどまることについては、この規定で、仮に承認を得られなくても何の問題もないということになります。もしその会長の方が、常勤でなければ会長の職務を果たせないということになれば、辞職されるとか、そういうことはあり得るのかもしれませんが、規定上は特に否決をされたからといって会長でなくなるということではないのかなと思います。

○日比谷副委員長

分かりました。そういう色々なシナリオを想定してしまっているのですが、例えば大変お忙しいような方が会長に選ばれ、ご本人は常勤でやるというお気持ちで、承認が得られないという場合に、その人格が高潔とかいろいろありますけど。そういう条件はいいけど、この状況だったら常勤で時間を割くことが無理なのではないかと言って、承認に賛成しない人というのもあるのかなとか思ったりして。

○光石委員長

これはできる規定なので、本人が希望しないことは当然あり得ます。通常であれば事前に事務局と相談するのではないのでしょうか。

○日比谷副委員長

そういうことは考えなくていいということですね。

○光石委員長

いえ、それはもちろん考えておかないといけません。あまりそういうことにはならないと思います。

○日比谷副委員長

あと承認されないシナリオとして私が思いついたのは、会員の中には会長も常勤でない方がいいと思う人もいるのかもしれないので、そうすると、反対というか、承認しない方もいるのかなと思いました。

○光石委員長

はい。その可能性はあると思います。また、そもそもそのような予算がないということもあり得ます。一方で、常勤とすることができる規定とすることで、予算を取りにいくということにもつながります。

○日比谷副委員長

おっしゃる通りですね、それは。私も予算があって常勤になり得る方が常勤でなさるのは大変結構なことだと基本的には思っているのですが、承認されなかった場合について、念のために伺いましたが、現時点では今の議論で結構です。ありがとうございました。

○光石委員長

はい。事務局の試算によると、もちろん働く時間によりますが、非常勤も常勤もあまり金額は実は変わらないということです。金額という意味では。もちろん、非常勤の場合には働いた時間によります。

他にはいかがでしょうか。三分の二にするかどうかはいかがでしょうか。

○三枝委員

すでに議論されていたかもしれませんが、もし学術会議以外に常勤の仕事があって、クロスアポイントメントをやりたいといったことになった場合、クロスポというのは、両方の機関で常勤職員の身分を持つということになり、もしかするとそういうケースが今後、増えるかもしれないなと思いましたが、その場合でも、この内容で問題ないですね。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。クロスポについては、ここでは何も規定していません。もしクロスポにするとしたら、両方の機関で承認が必要だと思います。事務局、いかがですか。

○事務局

クロスポであってもなくても、要は、学術会議として常勤であれば、この手続きが必要になるということなのだろうと思います。

○光石委員長

はい。何割であろうとですね。

○三枝委員

はい。了解です。

○光石委員長

今後クロスアポは、十分あり得る話です。

この件について、他に意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。毎回言っていますが、あくまでも、これは、総会に提案する案です。川嶋先生、磯先生からご提案がありました、三分の二にするかどうかということについて、どの規則も全部重要といえ重要です。これはその中でも、特にということかもしれません。どうでしょうか。三分の二の特別多数決はどこかにまとめて書いてありますでしょうか。それとも個々に書いてありますか。

○事務局

これは、例えば 51 ページの 63 条で、以前ご議論いただきました会則の改正を三分の二の特別議決にかからしめるということにしていますので、こういうような規定をこの 29 条についても置くということになるかと思います。もし置かなければ、法律の第 13 条 2 項というのがございますので、総会の議事は、議決に加わることができる会員の二分の一以上が出席し、出席した当該会員の過半数をもって決するとなっていますので、この規定が適用になるということになります。

○光石委員長

はい。どうでしょうか。当面は出席会員の三分の二にしますか。むしろ、そのほうが承認は得やすいかもしれません。逆に半分でいいのではという意見の方はいらっしゃいますか。

○沖委員

先ほど川嶋先生おっしゃった通り、こういうので揉めないのではないかなと私は思っています。逆に、全員賛成がふさわしいと川嶋先生おっしゃった通りで、そういう意味では多分三分の二にしておいて、もうちょっとでも揉めたら、常勤、非常勤関係ないので、と思います。ただ、どっちが組織としていいかですよね。常勤でないと務まらないというご意見。責任があるから、つまり、他のポジションがなくて、これに集中される方がやっぱり会長になるべきだというご意見もあるでしょうし。いや、そうではなくて、現役の方でもなれた方がいい。そういう意味では、だから、どっちがいいですかね。そこは関係なくて、ご本人の意思なのか、周りの意思なのか、その辺がちょっとわからないですけども。結論としては三分の二の方がいいのではないかと私も思います。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。それでは、本件は三分の二ということで、総会に諮りたいと思います。満場一致はご存知の通り、若干名反対の方がいらっしゃったとしても、それは満場一致という形になるわけです。よろしいでしょうかと諮り、特に反対意見を表明する方がいなければそういう形になります。ここは慎重を期して三分の二ということにしたいと思

います。出席会員の三分の二でいいでしょうか。はい、ありがとうございます。

その他の箇所はいかがでしょう。

私から1点質問です。4ページで、赤で分野別業績審査委員会と書いてあり、新たに加わるところです。分野別業績審査委員会は、今まであまり、議論していないように思います。

○事務局

法律の第25条に規定のあるものでございまして、今後の会員の候補者選定については、会員候補者選定委員会というところが担うわけでございますけれども、その下に、研究分野ごとに置かれて、候補者の研究業績の審査を行う、今回の審査で言えば、いわゆるセクション、部会にあたるものということでございます。

○光石委員長

会員選考の時に必要な委員会ということですね。わかりました。会員選考の際の分野別の業績審査委員会ですね。それであれば、構いません。

他はいかがですか。

○川嶋委員

これを、一個ずつ見ていくと思っていたのですけれども。今、先生がおっしゃられた会議体のところですよ。これで言いますと、第二章の二条になるのでしょうかね。第二章のタイトルが学術会議の会議体というタイトルですので、その会議体はこれこれとするというのでいいかとは思いますが。法律の条文の体裁としては、例えば、学術会議には総会これこれの会議体を置くとか、何かそういうふうにした方が、分かりやすいというか、あるいは、学術会議の会議体、会議体はっていうのは、どうも主語になるのが、少し違和感があります。総会等の会議体を置くとか。法律にも決まっておりますし、会則にも書かれているということにもなりますので、この文章が、少し、わかりにくいと思います。会議体は何々とするっていうのが日本語としてどうかなと思ったのですけれども、皆さんいかがでしょうか。

○光石委員長

これは、事務局に聞く方がいいかもしれません。川嶋先生の案としては、日本学術会議にこれこれの会議体を置くという書き方がいいのではないかと思います。

○川嶋委員

そうですね。はい。置くと。すみません、2項にそれ以外のものを作れますので、別にあまり変わらないですけれども。どうぞ。

○事務局

事務局でございます。置くという言い方にしますと、会議体というか、総会とかの設置根拠のところが、法律とかに基づき置かれているものになりますので、置く以外の言い方で、

何かちょっといい案がないかなと思ったのですけれども。

○川嶋委員

なるほど。おっしゃる通りですね。

○事務局

ということで、ある意味、会議体という言葉で定義するものを表現しているつもりでございました。

○川嶋委員

ありがとうございます。非常によくわかりました。置くっていうと、それ自体が根拠条文になってしまうので。それだと、日本学術会議は、総会なんとかの会議体からなるとか。そういうのはダメでしょうか。あるいは、なるものとするというのが、ちょっと強制的なと言いますか、義務的な話ですけど。すでにこれは法律等で書いてあるものなのでいいかなと思うのです。確かに置くとすると、ちょっと根拠条項になっちゃう可能性があるので、おっしゃる通りだと思います。皆さん、別にこれで違和感なければ、会議体はこれこれとすると。会議体は会議体というふうに以下、表示するものはこういうものだという。こういうのを全部会議体というということですね。

○光石委員長

何とかから成るとかすると、集合ということかもしれませんが、これこれから成るとすると、その他にはないというような感じが、理系の私からすると思えます。

○川嶋委員

ただ、2項がありますからね。

○磯委員

2項の2行目の合議体というのはどういう概念でしょうか。

○光石委員長

合議体は、例えば、連合部会のようなものです。

○磯委員

連合部会は1つの例ですが、それ以外には置かないという意味ですか。

○光石委員長

いえ、そのようなものを置くことができるという意味だと思います、2項は。事務局から答えていただく方がいいかもしれません。お願いします。

○事務局

合議体は会議体のイメージではあるのですが、要は会議と言われるようなもの、委員会ですとか、例えば地区会議でも、運営委員会のようなものを置かれていると承知しておりますので、学術会議の中にそうした会議体のようなものを設置することはいいですが、1項の方で会議体という言葉で、これらの委員会などを整理してしまっていますので、言い方を変えて合議体という形にしました。合議体というのは、法令用語にもございますので、特段、その趣旨で問題はないかと思っています。

○光石委員長

会議体の会議体とは言えない。

○川嶋委員

いろいろ考えていたのですが、例えば文章として、総会から始めて、総会なんとかんとかを、日本学術会議の会議体と呼ぶとかいうふうにすればどうでしょうか。会議体という言葉がその後ずっと使っているわけですので、それを全体を包括するような表現、総会等を包括するような表現として会議体というのが使われていますので、要するに呼称として会議体、総会、役員会、こういう委員会を学術会議の会議体と呼ぶぐらいにしておけば、一番疑問がないような感じがしますが、いかがでしょうか、事務局の皆さん、このあたりはどうでしょうか。

○事務局

はい。おっしゃる通りでも問題ないかと思っています。会議体と呼ぶのか、言うのか、用例を見て、そこは考えたいと思います。

○川嶋委員

そうですね。呼ぶとか言うとかいうことで。それだと、それ以外の、複数の人からなるような、こういう会議体としての合議体を置くことも別にできるということで、それも会議体と、結局、2項で呼ばれることになるということで。それだとあんまり、違和感がないような感じがするんですけど。

○事務局

そうですね。1項の方で列挙したものについては、第3条以下の運営に関する規定が適用されまして、1項の方で規定されていない他の合議体、2項の通り読まれる会議体については、3条以下の規定は適用されないということになります。なので、2条1項は総会ですとか、ここに列挙されている会議体が共通して行わなければならないことを第3条以下で規定するために、便宜上、まとめて呼ぶということにしています。なので、ここに列挙されていないものは3条以下の規定は適用されないという、それぞれが運営について定めるというこ

とになります。

○川嶋委員

なるほど。わかりました。ありがとうございます。そうすると、公開性というのも、この2項の合議体は適用されないということで、もちろん個々に決めればできるという、そういうことですね。

○事務局

はい。おっしゃる通りです。

○川嶋委員

その意味として、会議体というのを包括して、何がこれに当たるのかということを示しておく必要があるということですね。わかりました。ありがとうございます。

○光石委員長

これは先ほども出てきました、公開などを各会議体を書くのではなく、まとめて書く方が綺麗という議論が何回か前にありましたので、そこで会議体というものを定義してということです。2条は学術会議はという、主語は学術会議はでいいですか。事務局にお任せしますが、これこれを会議体と呼ぶ、あるいは呼ぶものとするという表現でしょうか。

○川嶋委員

1つの考え方としましては、総会から始めて、総会、役員会、これこれの、いろんな委員会がありますけれども、これこれを学術会議の会議体と呼ぶというふうにして、括弧の中に、以下、単に会議体と呼ぶとか言うとかにしても、学術会議のというのをわざわざつけなくても、もう会議体といえばここに列举されているものをいうことを表示することはできるかと思います。

○光石委員長

はい。主語が必ずしも明らかではないように思いますが、いいでしょうか。

○川嶋委員

そうですね。それはお任せするというで。あるいは学術会議においてでもいいかもわからないですけど、そのあたりは、事務局にお任せをいたしますのでこだわりません。

○光石委員長

はい。では、ここの表現ぶりを変更した案にすることにしたいと思います。時間も限られていますので、一個一個全部をこの委員会で検討というわけにはいかないです。資料をさっと見ていただいて、もし何かあればということです。どうでしょうか。

○川嶋委員

5条ですけれども、まさに、法律用語に直していただいたと思います。見事に書かれていると思います。ここですけど、ちょっと私が気になったのは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる。ウェブ会議の定義をここに、挙げておられるのですけれども、ここにシステムという言葉が出てきて。おそらく本来ならば通話することができる方法と書きたいところですけど、その後に、利用する方法というのが出てきますので、ここはシステムという言葉が使われたのではないかと思うのです。ちょっと心配なのは、こういう何か特別のシステムが学術会議にあるというふうに、誤解されないとは思いますが、ZoomとかTeamsとか、そういうものを使うということですね。誤解はされないと思うのですけれども、ここは、認識しながら通話することができる方法を利用する。出席は方法を利用してすることができるかになれば、このシステムという言葉を使わなくてもいいのではないかと思ったのですけれども、そのあたりは事務局、ここすごく苦労されたと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局

はい。確かにそうですね。今の法令の用例も踏まえて、書いたところではあるのですけれども、川嶋先生のおっしゃるような形でも、特に問題はないかなと思うところです。

○光石委員長

メールなどについては、電磁的方法という表現がいつも出てきます。システムは、Zoom、Teamsということと思いますが、今まであまり私も見たことがないかもしれません。システムという言葉は、あまり使わない方がいいということでしょうか。

○川嶋委員

はい。そうですね。おそらくその後に、以下「オンライン会議システム」という、こういう定義を最初作ろうとされたことから、こういうふうに書かれたと思うのですけれども、これがもし消されていると、括弧内が消されているということでしたら、できる方法によってすることができるか、それでいいのではないかなという感じがします。特定のシステムを使わなきゃならないみたいな、実際には事実上使用することにはなると思うのですけれども、特に学術会議が開発するというわけでもなんでもないと思いますので。システムというのは、気になった点です。これも表現の方法ですので、事務局の方にお任せをいたします。

○光石委員長

はい、では事務局、ここは他の例も見ても検討をお願いしますでしょうか。おそらく、政府のほかのところでも、このような表現はあると思います。事務局、よろしいでしょうか。

○事務局

はい。承知しました。

○光石委員長

はい。お願いします。その後に、オンライン出席という議題が残っています。

他はいかがでしょうか。大部で 50 ページ以上あります。条毎に検討と考えてもみましたが、全部で 63 条あります。どうでしょうか。他に気になるところありますでしょうか。

準備委員会は、総会の前は今日が最後でしょうか。もう 1 回、予備がありますでしょうか。

○事務局

今日が最後です。

○光石委員長

今日が最後ですね。事務局からみて気になる箇所は、先ほどのところだけでしょうか。川嶋先生には申し訳ないですが、総会までに見ていただいて、もし何かあれば言っていただければと思います。

○川嶋委員

はい、実は昨日の夜も分科会をやっておりまして。ほとんど見る時間がなくて。すみません。とにかくちょっと時間を見つけて、ざっと見せていただきたいと思います。これは資料として、総会の何日前ぐらいに、皆さんには閲覧に供されるでしょうか。2 日ぐらい前でしょうか。

○光石委員長

事務局どうでしょうか。

○事務局

そうですね。資料として整い次第と思っておりますが、今、確実にいつまでにというのは決めているわけではございません。

○光石委員長

会員にもこれは大部になりますので、1 週間程度前にはお送りするほうがいいと思います。

○川嶋委員

会長おっしゃられた通りで、私が気になるのは、ショートノーティスじゃないかというようなことを後で言われることです。また臨時総会を開くとか、それオンラインでもいいのか

もわからないですけど、ちょっと面倒なことになるかなと思いますので、できれば10月1日に承認をしていただけるような感じで、今の会員にはほとんど異論がないという状態にしておく必要があるのではないかと思います。それは、単に内容だけではなくて、手続の面も、タイトなスケジュールで申し訳ないですけど、やっぱり1週間ぐらいないと。やっぱりショートノーティスというのは、手続法からは最悪な部類の話（違法）になってしまいますので、そういうところを批判されると、ちょっとどうかと思います。むしろ、当日議論ができて、最後には会長一任としてもらえる、あるいは準備委員会一任という形にしてもらえるような内容、つまり読んでいただけるような時間的な余裕を見て、お渡しされるというのがよろしいのではないかと思います。

○光石委員長

おそらく事務局は、ここで承認をいただけるならすぐにでも会員にお送りできると思います。1週間前とすると、総会は8月6日、7日ですので、今月終わり頃となります。遅くとも1週間前ということですので、できれば月曜くらいまでに何かあれば言っていただき、水曜日までにメールベースになるかもしれませんが、この会議、準備委員会としては確定したいと思います。川嶋先生が言われるように、ショートノーティスは、禍根を残すことになりますので、それはできるだけ避けたいと私も思います。

○磯委員

先ほどの件で確認ですが、小委員会の議事録を見たことはなかったので、もしかしたら、私が見逃していたのかもしれませんが、小委員会の議事録は提出されていますか。

もう1点は、オンライン投票システムという用語がありますが、このシステムについてはどう準備するのですか。2点の確認です。

○光石委員長

はい。まず、小委員会についてはどうでしょうか。これまで議論していませんので、今までもそのようになっているのではないかと思います。いかがでしょうか。事務局、わかりますか。

○事務局

小委員会は役員会決定の方で、議事概要とか議事要旨を、公開することになっているかと思えます。

○磯委員

公開することになっていますか。私の認識の間違いでした。オンライン投票システムについてはどうですか。

○光石委員長

そこの記述箇所は表示できますか。今画面に出ていますね。第9条。

○川嶋委員

あと15条にもありますね。

○光石委員長

システムは、方法という言葉に変えることができるように思います。15条です。

○川嶋委員

私は、ここはシステムを使っていいのではないかと思います。要するに、投票用紙の作成、それから、投票のプロセス、そして開票等を1つのシステムで行うということだと思いますので。ここはオンライン投票システム、この細目は決める必要があるのかもわかりませんけれども、ここはこれでもいいのではないかなとは思うのです。しかも使われているのがここと、それから次、15条の2箇所、ちょっと見落としがあるかも知れませんが、だけなので、ここはこれでもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○磯委員

川嶋先生に特に懸念事項がなければ、私は構いません。

○光石委員長

先ほどのシステムという言葉は全部良くないというわけでもないということによろしいでしょうか。

○川嶋委員

いや、すみません、そういう意味ではなくて、システムはいかんということではなくて、あそこは、映像と音声の送受信による方法ということがメインになっていますので、あれはシステムでなくて、そういう、ウェブ会議の方法だという。それをシステムと呼んでもいいと思うのですけれども、さっき私申し上げたのは、あそこでシステムと言ってしまうと、何か日学が特別のシステムを、日学オンラインシステムみたいなものを作って、それでしかできないと。なんでそんなこと言うかということ、結局、企業なんかでも、クローズドのシステムというのをテレビ会議なんかでも持っていて、それは他のところからハッカーされないとか、そういうような意味合いがあります。そういう専用回線を用いた何かというふうに誤解されないようにという趣旨で、単なる方法という言葉がいいのではないかと私はお話ししたのですけど。ここはそうではなくて、一連の電子投票プロセスなり、それをシステムと呼んでいるわけですね。これはこれでいいのではないかなと思いました。すみません。どうも紛らわしいお話で。

○光石委員長

はい。磯先生、よろしいでしょうか。

○磯委員

結構です。クローズなシステムということで、よろしいかと思います。

○沖委員

僕からすると、システムをどちらも使っても別に構わないと思いますが、川嶋先生にそういう印象を与えるということでしたら、カタカナではなくて、例えばこちらの、通話することができる仕組みを利用する方法によることができるとか、仕組みとしていただいて、非常にジェネラルな言葉に置き換えるということで、よろしいのではないかなと思いました。以上です。

○光石委員長

はい。こちらのオンライン投票は、仕組みでもいいでしょうか。

○沖委員

仕組みでよろしいのではないのでしょうか。システムとは何かって、多分、光石先生の分野だと、それだけで講義2コマぐらい使えるのではないかと。

○光石委員長

システムという言葉は、いかようにも取れる言葉で、カタカナというのがなかなか曲者です。いかがでしょうか。事務局で適切な言葉をお願いできればと思います。

他はいかがでしょう。先ほども申し上げましたように、できるだけ月曜日の夕方までに、お気づきの点を出していただき、水曜日くらいまでに、この準備委員会としてのまとめを会員の皆様にはお送りするようにしたいと思います。会員の方からは、資料が五月雨式に送られると、それはそれでまたいろいろ言われるのですが、今回は仕方ないと思います。規程案は大部ですので、五月雨式になってもお送りすることにしたいと思います。事務局、そのようなスケジュールでいいでしょうか。

○事務局

はい。それでは、できるだけ早く、会員の皆さんにご覧いただけるように作業を進めたいと思います。

○光石委員長

はい。それでは、これで議題1は終わりにします。

議題2の役員会決定（案）についてに移ります。これにつきましても事務局から、まず、説明をお願いします。

○事務局

資料2、役員会決定の案についてでございます。今回、ご確認いただきますのは2点。いずれもこれまでご覧いただいたものの修正案ということでございます。概要について、54ページの方でございますけれども、決定案の現物については参考1としてお付けしておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

まず1点目。日本学術会議地区会議運営要綱でございます。これについては、第3条という規定がございます。この中では地区会議の活動内容が記載されています。その中の4番目に、地域社会の学術の振興に寄与することを目的とする事業という規定がございます。ここに、括弧書きを追加するということなのですが、ここの意味といたしましては、地方学術会議の取り扱いについて、以前ご議論いただきまして、その結論として、地方学術会議については、カチッとした名称ないしは位置づけにではなくて、地域の学術の振興に資するような、いろんな取組を、学術会議としてフレキシブルにやっていけるようにするべきではないかということで、会則の方で、学術会議は、地方公共団体、地域や各種団体の代表等の間における連携の確保及び強化等々を図るという規定を置かせていただいております。今回は地区会議の活動内容に、それを反映する形で、括弧書きで、地方公共団体、地域や各種団体の代表者等の間における連携等というのを、例示的に置かせていただきたいというものでございます。これが1点目でございます。

2点目が若手アカデミー運営要綱でございます。こちらは第3条第4項という規定がございます。こちら、若手アカデミーに所属する方の、定年と申しましうか、所属を終える時期についての規定でございます。もともとの案におきましては、満45歳、特例が講じられる場合は満50歳ですけれども、に達する日以後の最初の9月30日を経過した時に、所属を終えるという書き振りにしておりました。これは、会員の定年の規定などにに基づき規定していたものですが、こういう書き方にいたしますと、45歳を過ぎて9月30日を経過しますと、期の途中であっても、若手アカデミーをやめなければいけないということになりますので、それはやはり期末まではできるようにした方がいいのではないかというご意見がございましたので、満45歳に達した場合には、その期をもって所属を終えるという書き方、これはもともとの要綱の書き方に戻すということでございます。修正点は以上でございます。

○光石委員長

はい、第3条第2項に満を入れていただいております。

○磯委員

地区会議の要綱案のところの(4)です。この間、議論しました、日本学術会議が実施する地方における学術の振興のための取組についてという、文言と合わせた方がいいのではないかと思います。第2条の文言、実際に行うことの一番、二番、三番を見ると、まず一番最初に出てくるのが、ここで科学者のみならず地域のリーダー等があり、その後に地域の企

業や地方自治体ということがあるので、日本学術会議が実施する地方における学術の振興のための取組についての第2条の並びと合わせるのが重要と思いました。

それでもう1つは、若手アカデミーと協議をする必要がありますが、私としては、これまでいくつかの地区会議に参加して思ったのは、若手アカデミーとの連携の重要性です。括弧の中に地域や各種団体の代表者、地方の企業や自治体に続いて、若手アカデミー等と連携等を加えられるかと、検討してもらいたいと思います。

もう1つは、そのことと呼応して、若手アカデミーのところの第2条ですが、産業界、行政、NPOの間に、地区会議等を入れると、お互いの連携が表現できるのではないかと思います。

○光石委員長

最初のところで、第3条の(4)について、地域社会ではなくて地方でしょうか。地方と地域社会というのが両方出てくるのでしょうか、第2条にも地域社会とあります。揃えるというのはどこどこを揃えるのでしょうか。もう一度、説明していただいてもよろしいですか。

○磯委員

はい。前回、資料として出された、日本学術会議が実施する地方における学術の振興のための取組についてという、これまでの地方学術会議開催要綱を修正した規程です。

○光石委員長

それは、会則になりますか。

○磯委員

前回出された資料の中に入っていると思います。これです。タイトルが地方における学術の振興のための取組となっているので、それと呼応するような形の方がわかりやすいのではないかと思います。また、若手アカデミーについても加えるのはどうかという提案です。

○光石委員長

はい。まず、地域社会か地方かという文言について、それを統一するというよりは、同じ表現振りにしたほうがいいのではないかと思います。

○磯委員

はい。そういう意味です。

○光石委員長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局

そうですね。ここの括弧書きは等となっていて、例示なので、どういう書き方もできるかとは思いますが。おっしゃる通り、この、今表示されている役員会決定の方と合わせていくことになります。一方で、会則の方の表現振りもありますので、そこも含めて、もちろん今回、地区会議で求められる取組としては、企業や自治体との連携、若手アカデミーは少しまたご議論があるのかもしれませんが、そういったことも当然含まれるものではあると思いますので、この括弧書きの書き振りは、いかにもなろうかとは思いますが。

○光石委員長

はい。ではそこは見ていただき、全体の整合が取れるようにお願いできますでしょうか。若手アカデミーのところと、地区会議のところにお互いを書くかどうかというところはどうか。

○三枝委員

それについてよろしいでしょうか。磯先生のおっしゃる趣旨は、若手の人もできる限り、地区会議および地方における学術の振興のために働いていただくという趣旨には、賛成するのですが、若手アカデミー自体は今回、27期当初、人数がどのくらいになるかわかりませんが、おそらく多い時で40人ぐらい、少ないと20人から30人ぐらいになるのではないかと思います。その人数で、すべての地区会議に1人ずつ入っているというのは、ちょっと難しい気がしまして。そうすると、わざわざ各地区から特任の連携会員を若手アカデミーに誘うのか、あるいは住んでいる地域、あるいは働いている地域は違うけれども、別の地区会議に積極的に参加する担当者を出すのか。そういう若干無理が発生するかなと思ひまして。できれば、地域または地方の若手の人たちとのつながりを強化する、あるいは若手の学術振興を支援するなど、若手アカデミーという言葉を使わない方がいいかなと思ひました。以上です。

○光石委員長

はい。そうですね。三枝先生が言われるように、若手アカデミーまで、地域のバランスやダイバーシティを整えるのは結構難しいと思います。

○磯委員

私の意見は、この地区会議に若手の人を構成員として入れるというわけではなくて、それぞれの必要に応じて、地区会議で何か情報交換するとか、あるいは、若手の人々が地域の色々な活動に対して目を向けてもらうという意味では、先ほどの地方におけるリーダーというかいう中に、何かしら若手も含むという形を入れるのはどうかという趣旨です。若手アカデミーの活動は非常に活発ですが、地方を見るという視点も重要なのではないかと思います。

○光石委員長

はい。他の方、いかがでしょうか。

○川嶋委員

今の地区会議のところの運営要綱の第3条4号のところに括弧書きを入れていただいて、またいろんな、提案が出されたのですけれども。ちょっと別の視点ですが、この柱書のところ、3条の本文の柱書のところで、地区会議は、前条の目的を達成するため、単独又は部若しくは委員会と共同でと書かれているのですけれども、考え方としては、例えば地区会議の共同も考えられるかと思っていました。というのは、地区によっては、地区会議に所属される会員の方がそんなに多くないところもある。もちろん連携会員の方はそれなりにいらっしゃるかも知れませんが、少ないところもあるということと、それから、例えば九州・沖縄、それから四国・中国というのは、例えば集まる場所として福岡というのはある意味ですごく近いですし、共同で何かをやるということも考えられなくはないのではないかと思います。あるいはその両地区がこんなことあってはいけませんけれども、複数の地区にまたがる大きな震災が起こるというような時に、それぞれ独立してということだけではなくて、その地区が共同して、何か開催することができるといようなことも重要かと思いました。今のごちゃごちゃ言いましたことを一言でこの条文の中に表すとすると、単独・複数とか、何か共同してできるような根拠の文言を入れておくといいのではないかなと思いました。が、いかがでしょうか。

○光石委員長

はい。それは比較的簡単にできると思います。

○川嶋委員

そうですね。もちろん（5）のところに、その他目的を達成するために必要な事業として、そういう連携もできるというふうに、もちろん考えられるのですけれども、一応根拠がある方が、これに基づいてやるんだということでやりやすいかなと思いました。

○光石委員長

はい、単独、あるいは複数。

○川嶋委員

そうですね。単独又は複数。

○光石委員長

又はなのか及びなのかは。

○川嶋委員

それはもう法令用語で、単独、でもいいかもわかりませんが。同じものをくくるということでしたら。単独又は複数。いろいろ考えられると思います。

○磯委員

川嶋先生の今のご発言と関係するのですが、事務局には確認しようと思ったのですが、今回、中国・四国地方の地区会議に参加しましたが、他の地区会議がどういうことをしているかについては、それぞれの時期の最初の役員会で、短い時間での報告となっているので、意見交換をする時間は限られており、それぞれの地区会議間で、温度差が見られます。例えば中国・四国では、以前から 100 人規模の科学者懇談会を組織して、年会費 1000 円で、様々な議論しているのと、その中のメンバーが毎年 2 回の総会を傍聴し、傍聴録を作成しています。傍聴は、2 泊 3 日で東京に来られて、総会に対面で参加し、総会での発表、議論を記録して、非常に感銘を受けたとか、強い印象を受けたこと地区会議で発表されています。その様な事例の情報交換は、非常に重要と思っています。

○光石委員長

はい。それはおそらく中部だと思います。そういうのが非常に意味を持つという情報交換はいいですが、しなければならぬにすると、人数が限られているところもありますので、そうそうはできないと思います。

○磯委員

はい、中部でした。失礼しました。もちろん、あくまでそれぞれの地区会議は独自に活動することが原則ですが、良いと思うところは取り入れてみようということは、それぞれ地区会議で考えてもらえればと思います。

○三枝委員

はい、そうです。磯先生のおっしゃること、大変重要と思うのですが、これは私の推測ですけれども、中部地区は非常に熱心で、学術集会も年に 2 回やっておられると、科学者懇談会もしっかりしていると。もしかすると、多くの地区もかつてはそうだったのかもしれないけれども、だんだんと会員、連携会員の人数も減る方向にある地区では、大学からの支援も受けることができにくくなり、なかなか難しくなっているところが多いのかなと感じます。できる限り、地区の活動を、活発にお願いしますと言うことはできるのですけれども、どちらかというと、役員会などで、もう少し何ができるか、地区会議に対して地区会議の強化に何ができるかということを考えた方が良いような気がしまして。そのためには役員会と地区会議の連携というのも第 9 条を入れていただいたのはとても良かったと思うのですが、なので、文章としてはこれでいいですけれども。例えば今まで地方学術会議の予算がありまして、1 年に 1 回程度、どこかの地区会議の活動を強化することができる仕組みがあったと思うので、役員会と地区会議の連携などを生かしまして、例えば年に 1 回、どこかの地区会議

のテーマに合わせて学術会議の予算源を少し回して、役員会で、では今年はこの地区会議の活動を強化しましょう、活動を一緒にやりましょうということで。会長、副会長も普通は1名ですけど、複数名出かけて行ったり、その地区の若手の方との意見交換を少しその時間を増やしたりとか。でも、そういうことが役員会の方から支援できるという、そういう方がいいかなと思ひまして。なので、文章の追加ではなく、地方学術会議という言葉も、規定からは、はっきりと書かなくなりますけれども、その代わり、予算と人を地区会議にもっと支援するという、そういう趣旨が、それを引き継げたらと思っております。以上です。

○光石委員長

はい。それは当然そのようにします。ここでの今日の議題ではありませんが。地方はもちろん重要ですが、この人口減少社会においては、ある意味で仕方がないところもあり、将来的にはこの今決められている地区会議も合体しないといけなくなる可能性は出てくると思います。例えば、北海道と東北など。また、中国・四国、九州・沖縄も合体せざるを得なくなる可能性は、将来的にはあるかもしれません。

先ほどの若手の件について、色々な意味でダイバーシティは重要ですが、それをここに書くかどうか、書くと、会員選考などいろんなところでダイバーシティ確保という強い条件が出てくる可能性もあります。ちょうどいい具合というのをどうするかということもあると思ひます。

○磯委員

確かにその書き振りは難しいと思いますが、今後、法人化になった時に、今回の石川の件でもそうですが、地方の活性化というのは非常に重要で、これを進めることで、予算確保にも貢献するのではないかなと思ひます。地区会議の開催は、そういった予算を有効に使って、学協会でも行っているように、業者に依頼して、運営を支援してもらうこともできるかと思ひます。先ほど、三枝先生がおっしゃった予算要求をして、しっかりと進めていくことは重要と思ひます。

○光石委員長

はい。例えば、若手アカデミーの運営要綱の第2条のところに、(5) 産業界、行政、NPO 等と書いてあります。行政の後に括弧をつけて、政府と地方自治体を含むなどを入れると、地方というニュアンスは出てきます。第2条は次の活動を行うものとする。だから、行わなければならないのですけれども。行わなければならない、ではないからいいでしょう。

○磯委員

はい、少し幅を広げておいてもらえば、先ほど三枝先生がおっしゃったように、いろいろ議論していくという文言も入っているので、運用によって動くことはできるかと思ひます。

○光石委員長

はい。地区会議の方には若手アカデミーではなく、若手という文言をどこかに入れましょう。地方自治体なのか地方なのか。行政と言ったら地方自治体になりますでしょうか。

○磯委員

地方はいろいろな団体があるので、NPO 以外の民間の団体もあるかと思います。

○光石委員長

行政が入っていますから、その前に。

○磯委員

はい。行政も入っています。

○光石委員長

はい。地銀などでしょうか。では、そこも検討をお願いします。

○三枝委員

若手から少し離れてしまうのですが、前回は話題になりました地区の区分の仕方ですけども、この運営要綱自体が役員会の決定であり、留意事項第 10 条の 4 に各地区の地区割りを各地区間の合意により変更することができると書いてあるので、27 期になってから、会員、連携会員のメンバーを見て、変える必要があれば変えることができると思います。そうは言っても、いきなり会員、連携会員の方々に、今、地区会議を、もうすでに円滑にやっていたいっている各地区にトップダウンで変えてくださいというのは、やりにくいと思うので、少なくとも、役員会決定事項の説明をするとき、あるいはもし時間があれば、8 月に予定している意見交換会などで、地区会議については、これからも役員会等と連携を強化して活発にお願いしますと言うと同時に、もし人数等の都合により、あるいはある県がこっちに入っているのはやりにくいというようなボトムアップの希望があれば、各地区間の合意による地区割りを変更することができますというふうにこの機会にアナウンスするのは良いかなと思いました。もしかすると、地区の区分はもう決定していて、変えられないと思っている方も多いのではないかと思いますので、以上です。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。地区、地域は重要であるという話はしますが、そこも結構微妙で、そう言うと、合体させようとしているのではないかと取られないとも限りません。もちろん、自発的に出てくるのでしたらいいですが。触れるか触れないかは結構微妙と、三枝先生の意見を聞いていて思いました。現実問題としては、先ほども言いましたように、繰り返しになりますが、人口減少社会においてはなかなか難しくなってくるところは、出てくるかもしれません。

総会で触れた方がいいでしょうか。少々藪蛇かとも思います。いかがでしょうか。

○三枝委員

はい、確かに、どういうふうに説明するか、微妙だなと思いました。もし説明するとすれば、いきなり意見交換会などで出さないで、地区会議の代表者の方に事前に、地区会議の区分は現在この通りですけれども、何か変えたいというご要望がありますかと事前に聞いてみて、何か出てきたら話題にする。出てこなければとりあえず触らないというのもありかなとは思いました。以上です。

○光石委員長

はい。今、総会後の1日目に地区の代表の方との会議がありますので、そこで感触を伺うのはあるかもしれません。

○沖委員

この地区会議の代表の方との懇談会があるのであればいいですけども、それが、執行部対地区会議代表ではなくて、各地区会議でこんな取組をしていってみたいな、お互いに、グッドプラクティスが共有されるような場を、定期的に持っていて、そうした中で、うちもやりたい、なかなかうちだけでできないというような、ご意見があった時に、自然に合同開催をして、それがずっと続いて、実質的に1つの地区会議みたいになるといった形でよろしいのではないかなと思うのですけれど、いかがでしょうか。ですから、提案としましては、条文はよくて、運用としてぜひ地区会議同士で活動の悩みと、うまくいったというみたいな経験共有する場をぜひ組織的に制度的に作っていただくといいかなと思いました。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。今、総会の1日目の夕方に開催している会議の際には、四役だけが出席していますでしょうか。幹事会の先生方も出席されていますでしょうか。

○事務局

出席しておられました。

○光石委員長

あの会議で、もう少しグッドプラクティスを共有いただくように、説明をしましょうか。温度差があるのはその通りです。

よろしいでしょうか。自然にそのようになっていくというのが形としては一番いいです。

四国では、お互いの県同士よりも、近畿や関東と近かったりします。移動のしやすさというのがあります。山があるとなかなか越えられません。

○沖委員

水的に言うと、もっと根深い怨念が。

○光石委員長

いろんなものが一極集中になっています。

○川嶋委員

今までのご意見に賛成です。ちょっと別の話ですけれども、若手アカデミーの話で、これはちょっとよくわかりませんが、若手アカデミーのこの会合に、例えば会長とか副会長とかそういう役員の方に、参加というのか、来てもらうというような、そういう制度はあるでしょうか。三枝先生、すみません。教えていただければ。

○三枝委員

はい、私はよく若手アカデミーの会議に挨拶を頼まれて、一部傍聴させてもらっています。あとは、若手アカデミーの代表と四役とは、期の始め頃に少人数で意見交換会をやったことがあります。あと、要望があれば積極的に言ってくれるので、若手アカデミーからこういう要望が出ていますっていう話を四役会議ですることはしばしばありました。以上です。

○川嶋委員

ありがとうございます。もしも事実上そういうことが行われているのであれば、例えば役員の出席を求めることができるとか、何かそういう条文を作ってあげるとするのは、あるいは要綱の条項に入れてあげるとするのはどうでしょうか。

もちろん申し送りで、そういうことができ、声をかければちゃんと来てくださるんだというようなことがわかっていればいいのかもわかりませんが、やはり何か、根拠がある方が話はしやすいかなと思いました。つまり、ボトムアップ型の、何か要望なりなんなりをする根拠と言ったらあれかもしれませんが。もちろん、いろんなことは言えるのですが、出席してもらうというような根拠があればいいかなと思いましたけれども、いかがでしょうか。

○光石委員長

はい。書くとなると第4条あたりでしょうか。

○川嶋委員

そうですね。会議の開催のところがいいかもわかりませんが、もうお任せします。会則の方には簡単な規定しかありませんので、ここで入れるとしたらここで、しかも事務局長の同席みたいな規定もありましたので、ああいうようなものに倣って書くということは考えられるかなと思いました。

○光石委員長

事務局、あるいは他の方、それを入れるということについて、何かご意見はありますでしょうか。

○磯委員

先ほど三枝先生がおっしゃったように、今期において、会長、副会長を含めて、若手アカデミーの数人の間で、意見交換会を行いました。若手アカデミーからは、役員とフランクに意見交換できることは、あまり想定していなかったようで、そのため、計画的に意見交換の場を設定しておくことが重要かと思います。

○光石委員長

普通、意思疎通ができていくほうが、いろんなことはスムーズに行くと思います。若手アカデミーのこの要綱はもう一度、若手アカデミーに見せておきますか。

○三枝委員

事務局担当者の方、内々に年齢のところは見てもらっていますよね。私からもお伝えして、基本的な合意は得ていると理解しておりますが、事務局から補足がありましたら。

○事務局

はい。若手アカデミー運営要綱案については、今、まさに画面表示されているものでもって、若手アカデミーの代表、副代表、あと2人の幹事の先生には、もうすでに共有済みでございます。これで、ゆくゆくの法人化準備委員会と総会で議論される予定です、という前提で共有をして、ご承知おきください、という形で連携済みでございます。

○光石委員長

もうすでに共有していただいているということですね。

○事務局

はい。さようでございます。

○三枝委員

私は川嶋先生がおっしゃる、役員会との距離が、近いようにしていただくというのもいいのですが、若手アカデミー第6条のところは、わざわざ留意事項としまして、若手アカデミーの事業は、若手アカデミーの主旨に反しない範囲において、自主的判断に任せるものだとするということのようなことが書いてありまして、フランクかつ自由な雰囲気で行っている、私としては、変にお目付き役を書いておくよりは、呼びたい人を自由に呼んでくださいという方が、今の雰囲気に合うかなと思いました。あと、学術フォーラムや公開シンポジウムでも四役や幹事会のメンバー、部長などをその開催主体が、かなりの確率で呼んでくれ

て、挨拶することがあると思うのですけれども、そのくらいではないのかなという感じです。特に参加できるものとするとかいう規定はないと思いますけれども、ああいう感じでいいのかなと個人的には思いました。以上です。

○川嶋委員

今のお話非常によくわかります。よくわかるのですが、6条の趣旨も非常によくわかります。ただ、あくまでもお目付け役として主体的に役員が入るという形ではなくて、役員に聞いてもらいたい、そういう生の議論をとにかく聞いてもらいたい、耳を傾けてもらいたいという時に、来てもらう権限を若手アカデミーの方に委ねるというような趣旨の規定だったら、私は、介入であるとかいうことにはならなくて、むしろ、ホットラインができる可能性があるかなと思いました。趣旨はそういうことでございます。

○光石委員長

会議体に呼ぶことができる規定かと思います。

○川嶋委員

そういう意味です。はい。

○光石委員長

若手アカデミーの会議体に役員を置くという規定ではなく、呼ぶことができる規定があるほうがいいのかというご意見かと思います。

○川嶋委員

そうです。役員が参加できるとかいう形ではなくて、呼ぶことができるという、そういう趣旨の規定が入ればいいのかかなと思いました。

○磯委員

はい。私も全く同感で、あくまで若手が自主的に行う中で、是非そのような規定を置いておくことがいいと思います。

○光石委員長

はい。それでは、それを入れましょう。

若手アカデミーが若干気にしているのは、第3条の2項に書いてあります、これこれを達成しうると認められる者を選考しという、ここが多少引っかかっているようではあります。ここは、そのようするとみんなで議論しましたので、いいのではないかと思います。ここは納得しているのでしょうか。

○三枝委員

小野代表及び現役員の人たちと話し合いまして、連携会員（特任）を積極的に選ぶということで、できる見込みだというように聞いております。

○光石委員長

はい。よろしいでしょうか。それでは、地区会議と若手のところについては、若干変更をするということで、ありがとうございます。議題2は以上でよろしいでしょうか。

それでは続いて、その他議題になります。内閣府令の案が内閣府から示されたということですので、資料3について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

資料3についてご説明させていただきます。内閣府の方で作業を進めております内閣府令の案が出てきたということでございます。今回出てまいりましたのは、日本学術会議法施行規則案でございます。

大きく分けて内容3つございますけれども、いずれも新しい日本学術会議法において、内閣府令で定めるとしている事項について定めようとしているものでございます。

1つ目が、会長選任時及び副会長任命時の公表事項でございます。これについては、新しい法律の第21条第4項という規定がございまして、日本学術会議は、会長が選任されたときは、会長の選任の理由その他内閣府令で定める事項を公表しなければならないとなっている。つまり、選任理由以外に内閣府令で定める事項をオープンにしなければいけないとなっていますので、その事項について定めるものということになります。規定しようとしている事項が3つございます。1つ目が、選任方針の作成とか、候補者の選考など、会長として選任するために講じた措置の内容。例えば、選定委員会を作っているとか、そういうようなものもここに含まれるのかなと思います。2つ目が、会長として選任された者が法に規定する要件を満たしていることを示す事項となっております。この法に規定する要件というのは、下に※印でお付けいたしておりますけれども、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員である、これが法律に規定する要件でございますので、これを満たしていることを示す事項、つまり、例えば総会で単に過半数を取りましたというだけではなくて、その方の業績とか経験に照らして、こういう能力などを有しているということを書いてくださいということが2つ目です。3つ目が会長の選任の過程となっております。これが会長についてでございます。

2つ目の丸でございまして、副会長についてです。副会長については、法律の第22条に規定がございまして、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が任命するということになっておりますけれども、同じく先ほどの第21条4項の規定が、副会長の任命についても準用をするとなっておりますので、同じく副会長の任命の理由、その他内閣府令で定める事項を公表しなければならないとなっております。その内閣府令で定める事項は、副会長の任命の過程であるというのが今回の規程案でございます。以上が（1）です。

（2）が会長もしくは副会長の失職、解任時の公表事項です。会長、副会長の失職、解任に

つきましては、法律の第 24 条に規定がございまして、第 1 項で会員の地位を失ったときは、その職を失う、失職するという規定があり、さらに、同条第 3 項におきまして、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、あるいは職務上の義務違反があるときに、その任命権者あるいは選任をした主体がその役員、会長、副会長を解任することができるという規定がございまして、これについても、先ほどの第 21 条第 4 項が準用されておりますので、その理由と内閣府令で定める事項を公表しなければならないことになっています。内閣府で定める事項は、失職または解任を決定した過程を規定するということでございます。以上が（2）でございます。

それから、（3）でございますけれども、これは今回、法律に基づいて新たに置かれることになりました、選定助言委員、運営助言委員、それから、内閣府に置かれる日本学術会議評価委員について、欠格条項を定めるものでございます。これについては、例えば、選定助言委員については、法律の第 26 条におきまして、選定助言委員は優れた研究又は業績を有する科学者（会員その他内閣府令で定めるものを除く）であって、学術に関する研究の動向等々に経験、識見を有するものうちから選任するとなっております。また、運営助言委員も大体同じでございまして、運営助言委員は会員その他内閣府令で定める者以外の者であって、学術に関する研究の動向等々の経験、識見を有する者のうちから任命する。さらに評価委員についても、会員その他内閣府令で定める者以外の者であって、学術に関する研究の動向等々の経験、識見を有する者のうちから任命するとなっておりますので、会員はすでにそれぞれ法律で除かれているのですけれども、それ以外の欠格条項、委員になれない方を定めるというものです。選定助言、運営助言については、なれない方が 3 つ規定されております。まずは学術会議の監事、それから 2 つ目が学術会議の職員、そして 3 つ目が連携会員です。この連携会員は委嘱期間が 1 年未満のものは除かれております。ですから、これらの方については、それぞれの委員にはなれないということになります。逆に言うと、それ以外の方はなれますので、選定助言委員と運営助言委員を兼ねたり、あるいは選定助言委員と評価委員を兼ねたりすることは可能ということになります。それから、2 番目として評価委員でございますけれども、評価委員については、同様にまず監事はなれません。職員もなれません。一方連携会員については、先ほど出てきました会議体の長である方、この方はなれないというふうに規定しようとしているということでございます。

いずれの規程も、施行日、令和 8 年 10 月 1 日を予定しているということでございます。以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。これは日本学術会議側があまりどうこうできるものではありませんが、一応このようなものが決められようとしているということです。事務局を通してこれを決めようとしている方とは意見交換をしていますので、何かあれば言えないことはないという状況ではあります。

これはもう決まったのでしょうか。まだこれからでしょうか。10 月 1 日からでしょうか。

○事務局

手続き自体はこれからということになります。

○光石委員長

はい。何かご意見、質問等ありますでしょうか。連携会員で委嘱期間が1年未満の方は除くということです、連携会員（特任）などで何か特別の業務をお願いするような人は可能ということです。長くお願いする人も、364日でやめて、もう一度お願いする場合にはどうなるのかと思います。

先ほどの説明を聞いていて、副会長の任命の過程も理由を提出するということでしょうか。今は会長が決めていますが、こういう経験があってふさわしいなど、そのような理由を提出することになりますでしょうか。

○事務局

そうですね。まさに副会長として求められる資質と申しましょうか、経験なり能力を有しているので、任命しましたというようなことを公表するのかなと思います。

○三枝委員

最後のページの一番最後のところ、※印で、会議体の長である者は委員になれないものとするの、※印のところの質問ですけども、この行の右端の部会、連及び部会とは何でしょうかというのが1点。ここに書かれているのは、例えば分野別委員会、課題別委員会とありますが、分野別委員会は委員長というのがあるのですが、委員長まででよろしかったでしょうか。その下の分科会とかは、長であっても委員になれるのでしょうか。以上です。

○事務局

ここは、連携会員のうち会議が日本学術会議規則で定めるところにより、会議、また役員会に置く会議体の長の職にあるものということで、要はこの会議体って何というのは、会則の方に委ねられているということでございますので、先ほどのまさに会則に規定している会議体ということです。

○事務局

失礼しました。連のところは連合部会で誤記でございます。それで、ご指摘の分科会については、分科会については入っておりませんので、分科会の委員長はこの評価委員になれるということになります。まさにこの※印に書いてあるものの会議体の長を指しております。

○三枝委員

わかりました。連は連合部会ということですね。ありがとうございます。

○光石委員長

若手アカデミーの件で了解をいただいているので、現在の案の通りでいいでしょうか。

こちらで用意した議題は以上です。このままで行くと臨時総会まで、準備委員会の開催はありません。先ほどの会則は見ていただき、できるだけ来週月曜までに意見等を出していただき、水曜日までに、この準備委員会としての会則案を確定し、総会に諮りたいと思います。総会でいろいろと意見が出る可能性はもちろんあります。

○沖委員

今現在の委員会が、10人とか幹事会メンバーあるいは幹事会メンバー少し加わったぐらいのメンバーの委員会でもんだものをいきなり200人で議論するというのは、やはり無理があつて、今期はもうしょうがないですけども。来期以降は、もっと分野別委員会などを利用して、こういう重要案件に関しては、部に落として、分野別委員会に落として、分野別委員会で、それぞれの視点から、議論してもらって、また上げていって、最後総会で、どうしても折り合いがつかないところはまとめるとかいうふうにしていかないと、今、ものすごく、多分時間とかを気にする方は意見を言いにくいし、だけれども、本当はいろいろ思うことがあるみたいところで、非常にうまく、四役対その他200名みたいになっちゃっているのは、あんまりよくないのではないかなと思いますので、単なる感想です。

○光石委員長

確かにそうです。普通でしたら、大学の例で言うのもどうかとは思いますが、案を出しておき、専攻などで議論、揉んでおいていただき、専攻科長会議で議論する。そして、最後に総会で手を打って終わりという形にしないと、確かにやりにくいですし、議論の進め方として意見を出しにくいしというところはあるかもしれません。今回はいいと言っても、もうこれほどの大きい規則の審議は、しばらくは起らないと思います。どうでしょうか。部、あるいは分野別委員会である程度揉んで意見等を出していただくようなプロセスにしますか。

○沖委員

いや、例えば、今回ですと、部会の時間が2日目の午前にあります。ただ、分野別委員会を開ける時間は1日目で昼休み2時間にしてもらってあるのですが、場所がそこまでないので、皆さんにやってもらうというのはちょっと難しいと思います。ただ、次期への申し送り事項として、これ最終的にアプルーブするのが、多分次期の最初ということになっているはずなので。あるいは、例えば今見せていただいたところと言うと、1日目の8月5日のところで、班別をランダムでやらないで、分野別とか、何かちょっと意見が集約しやすい集団に今回はしてみるとか、そういうことを工夫してもいいのかなと思いますが、いずれにしろ次期はそういうふうに、せっかくのハイアラーキーというか集団で組織レベルを分けてやっていくというのを利用するみたいなのはいいのではないかと思いますけど。川嶋先生、ど

うでしょう。

○川嶋委員

はい。おっしゃる通りだと思います。これ、考え方としましては、今回、もちろん、こういう案を作るということ、作ったものを、仮に総会で何らかの形でまとめたとしても、最終的にはこの会則の承認は10月1日に承認される。承認されるということは、その時にまた議論される可能性もあって、実は今の200何十名プラスまた約半分重複しますけれども、もう一度その方々の目を通すということになりますので、先ほどおっしゃられたように、本当、時間のことを考えれば非常に厳しいかなと思いますが、もしも可能だったら、憲章の時に皆さんに意見聴取と言いますか、連携会員も、これ連携会員を含めるとまた大変になりますけど、少なくとも会員個々人に、とにかく、何らかのものが上がってくるかどうか、戻ってくるかどうかはともかくとして、話を聞くというようなことはした方がいいのではないかと思います。それやっちゃうと、もう時間的な余裕がないというのはよくわかりますので、結局総会でこれを出されて、こういう案で、次期に10月1日に提案する予定というか、上げる予定、承認してもらおう予定だというようなことですが、やはりもしも何かあれば、いつまでにご意見をお伺いするというようなことは、いつものように設けていただければと思います。あとはもう会長一任という形でいいと思います。

○光石委員長

はい。いくつか事務局に伺いたいのですが、8月5日の意見交換会は、何々議論をする予定になっていますでしょうか。

○事務局

そうですね。5日の意見交換会は、主として、3つの分科会、ワーキングから出てきた取りまとめ案についてご議論いただくというようなことをしていただくことになっております。

○光石委員長

午後一、3時半まで。意見交換会では会則については議論するようにはなっていないと思います。

どうでしょうか。昼休みを長くってはありますが、5日に、意見交換を分野別委員会、あるいは部で行う時間があるほうがいいと思います。部での議論を確保するのも難しいかもしれません。この会則については、どうでしょうか。

○三枝委員

はい。8月5日の意見交換会に、1時間とか1.5時間でもいいから、非常に重要な元戻りできない部分の会則変更については入れられないのでしょうかというのが1点でした。そしていずれにしろ、8月の臨時総会で時間を取ったとしても、これはどうなのっていうのはどう

しても後から出てくると思います。それで、27期の方々に決めることではありますけれども、いきなりこれで承認してくださいと言われても、よく見たらあれってというのはあるでしょうから。一番大事な会長選考とか、そういう後戻りできないものは、8月の意見交換会や総会ですべての会員に理解していただき、その他の各委員会の所掌とか、そういったところは後でも変更し得ると。27期の会員で、総会にかけて変更し得るところを理解していただき、その後のことについては、例えば、しばらく長く時間をとって2ヶ月とか3ヶ月の間に役員会などで意見を収集し、次の総会にかけべきものがあれば、ピックアップしてかけると、そういう流れを説明するというのではいかがでしょうか。以上です。

○光石委員長

今回、総会の1日目に、提案事項を説明し、そこでいろんな意見が出てくるというのは、あまり美しくないですね。しかも公開です。やはり5日のうちに、5日でも前日なので、やりにくいといえはやりにくいですが、どうしたものでしょうか。5日に分野別などで、議論しておく方が無難だと思います。部でも大きすぎると思います。各分野別というと、少し細かすぎると思いますので、いくつかの分野別が集まったぐらいの大きさがいいかもしれません。そのような時間を取ることができるようにしたいと思います。昼休みを長くして、今12時から2時半です。これを3時にすることは少し難しいかもしれませんが、2時半ぐらいでしたら許されるかもしれません。

○三枝委員

8月5日の昼休みも分野別委員会が入っているものもあります。まるまる2時間。

○光石委員長

どこがいいですか。どなたかいい案がありませんでしょうか。

○事務局

事務局でございます。先ほどのご指示がございましたので、会則等の案については、少し早めにこの総会に先立って、会員の皆様に共有することを予定しております。なので、この意見交換会の全体説明は、主として、この3つの分科会・ワーキングのご説明をした上でということではあるのですが、意見交換において、その班のご判断として、会則についてご議論いただくことは、できないわけではないということでございます。

○光石委員長

意見交換会のどこでしょうか。

○事務局

14時からの班別討議においてです。11時から12時の全体説明、この全体説明というのは、3つの分科会・ワーキンググループのご報告等を予定しておりますけれども、それを踏

まえて討議というのが大原則ではあるのですが、会則やその諸規則についても、それ以前に、現物自体は案として、会員の皆様に共有させていただくことになりますので、班のご判断として、その班別討議の枠で、分科会の話ではなくて、会則の議論をしたいということであれば、それはできますし、そのことを15時45分からの意見交換で発表いただくこともできるという、もちろん時間は限られますけれども、可能かどうかということでは可能であるということです。

○光石委員長

その時に、この班別を、今までですとランダムでということであったと思いますが、先ほどの会則の議論をするのにランダムが適しているのか、あるいは分野別が適しているのかというのは、私は分野別の方と思います、会則の議論には。一方でランダムにすることによって、今まで喋ったこともなかった会員といろいろな情報交換ができてよかったという意見もあり、そこをどうしましょうか。

3つの分科会並びにワーキングについて、外部資金と憲章については、これまでも議論をしているので、比較的時間は短くてもいいかもしれません。一方で、会員選考は、先の話ではあるのですが、外国人の話が出てくるので、そこは議論があるかもしれません。このことを考慮して、班の構成を変えるのか、最初から今回は分野別でとするのかについてご意見があればお願いします。

○三枝委員

はい。憲章と外部資金は1回やっていますので、少し短くしてでも、会則変更の重要なポイントを入れる方がいいと思いました。会則変更も細かいところまで全部、決まった時間の中に全部見てくださってというのではなく、重要なポイントをこちらで選んで、ここだけは見てくださいというのを、意見交換会全体説明のところで行うことができれば、班別討議は必ずしも分野別委員会ではなくてランダムでもできるかなとは思いました。以上です。

○川嶋委員

はい。三枝先生に賛成ですがちょっと違うところもあります。おっしゃられた通りで、これらを全部平板な形で、最初から最後までご紹介をされて、それを議論していただくというのではなくて、今おっしゃられたようにコアの部分と言いますか、重要な部分をピックアップされて。他はもしもあれだったら、その他みたいな感じで、それ以外に何かあればということで、テーマを絞っていくと。それらについて主としてご議論いただくということにするのが、効率的な議事運営になるのではないかと思います。

それから班の分け方ですけども、確かにおっしゃられたようにこれまで話したことがない人と話せるという機会は非常にいいのかもわかりませんが、やはり分野別委員会を複数まとめていくと。例えば、法学だったら法学・政治学とか、心理・教育、言語とか、いくつかのところをまとめて、その説明をされる。このメンバーが入れる数だけの、分野別委員会の小グループみたいなものを作ることによって、ある程度まとめることができるかなと

も思いました。ただ、逆に、例えばこれ、かなり法的な問題が含まれていますので、そうしましたら、例えば法学とか政治学の方っていうのは、むしろ明和先生もそうですけれども、吉田先生もそうですけれども、他のところに入っていただく方がいいのかもわかりませんし、そのあたりはもう裁量で決めていただいていいかと思います。ただそういう機会を持つということ自体が非常に重要です。それも最後の議論の機会ではなくて、その後からもいつまで、もしも何かありましたら、議論をお寄せくださいみたいな感じで若干オープンにしておいて。この法人化準備委員会は今日で終わりなんですね。それだったらもうあとは幹事会の皆様にお任せするという形に、最後の受権をしていただくぐらいがいいのではないかと思います。以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。そうすると臨時でできないことはないですが、日程的にこの後結構詰まっています。

班別協議のところは、いくつかの分野別委員会の集合体で議論するということにしたいと思います。分野別委員会だけですと、少し固定メンバーとなってしまいますので、多少広げ、議論しやすい人数でということかだと思います。要点を11時から12時の間で、時間が足りるかと思いますが、よろしいでしょうか。

○川嶋委員

すいません。それでちょっと変則的な話になるのかわからないですけれども、もしも、皆さんがお許しくだされば、例えば、法学委員会のメンバーが今12人おりますので、法学委員会だけはちょっと解体していただいて、他の分野別委員会の小グループに1人ずつ入るような形になっても、私はいいのではないかと思います。ちょっと変則的な取り扱いで申し訳ないですけれども。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。法学委員会でまとまって、この会則を見ていただき、なにかを出さなくてもいいでしょうか。それは事前に議論しておくということでしょうか。

○川嶋委員

それはまた別の機会にさせていただきたいと思います。もしも条文的な構成であるとか、規範の考え方みたいなものが質問に出た時に、ある意味で、そこで、その疑問に答えられれば、質問の数も少なくなるかなというようなことも考えました。

○光石委員長

どうするか、検討します。

○川嶋委員

それはもう、お任せいたします。

○光石委員長

はい。意見交換会の時に言っていただいてもいいかもしれません。

○川嶋委員

ただ、班別ってというのは、事前に決めておかれることになるんですよね。

○光石委員長

もちろん5日より前には決めます。

○川嶋委員

そうですね。はい。

○光石委員長

この5日については、フレキシビリティはあります。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほども申し上げましたが、こちらで用意した議題は以上です。よろしいでしょうか。

はい。そうしましたら、会則のところは見ていただいて、月曜までで、その後、もし何か議論があれば、水曜までにできるだけ確定し、皆様にお送りするという形にしたいと思えます。5日についても、これについて議論する機会を設ける予定であるということをお送りする際にも、お伝えしておく方がよろしいですね。それでは、そのようにしたいと思います。

他に何かご発言ある方はいらっしゃいますでしょうか。

○川嶋委員

すみません。終わりがけに申し訳ありません。これは事務局の方にご質問したいのですが、学術会議のこれまでの運営といたしまして、よく会議の終了後も一定の期間、意見がありましたらということで、意見募集の機会なんかも与えてくださっていると思うのですが、その際に実際に意見はどのぐらい来るのでしょうか。またそれが事務局にとって、非常に大きな負担になるというようなことになるのでしょうかという、ちょっと聞きにくいお話ですが、それを考えて、場合によったら、意見募集の機会の日にちをちょっと短縮するとか、1週間とかにするとか、あるいは大事だから2週間ぐらい設けておくというようなことにしたらいいのか、ちょっとそのあたりの、事務感覚といいますか、現場感覚を教えてくださいいただければと思うのですが、

○光石委員長

まず、事務局から、お願いできますでしょうか。

○事務局

どのぐらいご意見が寄せられたというのも、案件にもよりますので、ちょっと一概に申し上げにくいですが。過去の例からそんなにたくさん来た例はあまりない、4月の時だと数件とかいうレベルだったと思います。いずれにしても、例えば規則とかにご意見をいただいたとしても、総会の後にもう1回現行体制で総会でというわけにはいかないと思いますので、仮にご意見があったとしても、内容については、もう会長に一任なりしていただいた上で、10月に案としてお諮りして、案どおり決定するかどうか決めていただくということについての承認までは、8月の臨時総会でいただく必要があると思っております。

○川嶋委員

はい、どうもありがとうございました。後は会長にお任せするという事で、もしも会長の方が、どうしても我々の意見を聞きたいとかいうことでしたら、そういう機会は設けていただければ、それでいいのではないかと思います。

○光石委員長

はい。お願いするかもしれません。今期も、前半はかなり多かったですが、次第に少なくなっています。回答をしないといけないものについては回答をしています。当面の締め切りは設けますが、その後ももしあればという形にしています。

○川嶋委員

ありがとうございました。

○光石委員長

はい。今日も活発な議論いただきましてありがとうございました。今日は以上とします。ありがとうございました。